申請日 令和　　年　　月　　日

練馬区産業融資「普通貸付」郵送チェックリスト(法人)

〇チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。
〇郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピーでお送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

法人名　　代表者氏名

申込内容　　普通貸付　　限度額2,500万円　資金使途　運転・設備

日中連絡の取れる電話番号　（　　）　　担当者

	確認事項	チェック
資格要件	1 登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、確定申告をしていること	□
	2 納期の到来した法人住民税を完納していること	□
	3 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	□
	4 融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	□
	5 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団員、および暴力団関係者でないこと	□
申込書・必要書類	1 申込書の記入漏れはないか	□
	2 履歴事項全部証明書が申込書の内容と一致すること ※変更のある場合は変更登記申請書に基づく受付または受領証等もあわせて必要です。	□
	3 発行する法務局の印があり、発行から３か月以内の履歴事項全部証明書である	□
	4 直近の確定申告書および決算書類一式	□
	5 直近の確定申告に係る法人住民税の納税証明書　※練馬都税事務所03-3993-2261	□
	6 事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの（必要な業種のみ）	□
	7 資金使途が設備資金の場合、正式な見積書または工事請負契約書等	□
	8 代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	□
	9 送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	□

【商店会加入者優遇】　　該当あり

練馬区内の商店会に加入していると、普通貸付の上限額2,500万円のうち、500万円までの範囲内で利子の優遇を受けることができます(利用者負担0.4％)。利用する場合、直近の商店会費の納入領収書等、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類が必要です。	□

備考

送付先　〒176-0001　練馬区練馬1-17-1　Coconeri4階
練馬ビジネスサポートセンター内　経済課融資係 宛て　　電話　03-5984-2673（平日９時～17時）